

第1章 環境基本計画とは？

1. 計画策定の背景及び目的

本市では、2008(平成20)年3月に「笠間市環境基本計画」、2016(平成28)年3月に「第2次笠間市環境基本計画」を策定し、市が目指す望ましい将来像「豊かな自然との共生 水と緑の里 かさま」の実現に向けて、市民や事業者といった各主体と連携して環境への取組を推進してきました。

また、2021(令和3)年3月には、ワンウェイプラスチック(使い捨てプラスチック)の削減や2050年カーボンニュートラル¹に向けた取組を追加するなど、環境をめぐる社会の動きに合わせて、計画の見直しを行いました。

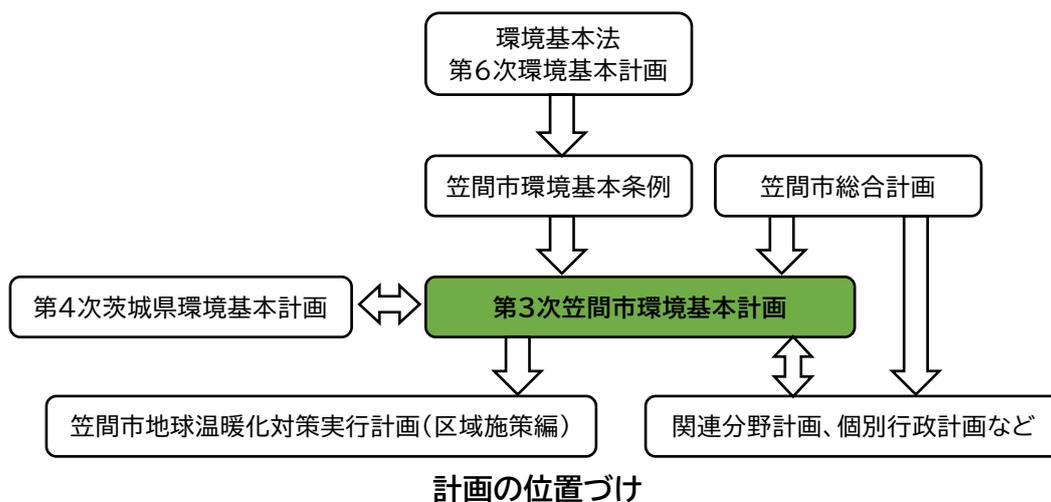
その後も、「生物多様性国家戦略2023－2030」(2023(令和5)年3月閣議決定)や「第六次環境基本計画」(2024(令和6)年5月閣議決定)といった国の動向など、国内外の環境をめぐる社会動向が大きく変化していることを踏まえ、市の環境に関する取組の更なる推進を目的として、「第3次笠間市環境基本計画」(以下「本計画」とします。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「笠間市環境基本条例」第9条に基づき、市の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向性を定めるものです。

また、笠間市総合計画の目標を環境面から実現していく計画としても位置づけます。

本計画の目標達成に向けて、「笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(2024(令和6)年3月策定)や「笠間市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)」(2023(令和5)年3月策定)、「笠間市都市計画マスタープラン」(2022(令和4)年3月改定)といった市の関連計画と連携しながら取組を推進していきます。



¹人間活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させ、その排出量を実質的にゼロにすること。

3. 計画の対象範囲

本計画においては、「自然環境」、「生活環境」、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「環境教育・協働」の5つを軸に、以下の内容を対象範囲とします。

分野	対象
自然環境	生物多様性／自然景観／公園・緑地
生活環境	環境管理・公害防止／有害化学物質／暮らしのマナー・モラル
脱炭素社会	再生可能エネルギー ² ／省エネルギー／持続可能なまちづくり／気候変動への適応
循環型社会	廃棄物／プラごみ
環境教育・協働	環境教育・学習／環境保全活動

4. 計画期間

国内外の環境に関する動向としては、2015(平成27)年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において2030(令和12)年に向けた目標が掲げられているほか、国の「地球温暖化対策計画」(2025(令和7)年2月閣議決定)では、2030(令和12)年度における温室効果ガス³排出量を2013(平成25)年度比46%削減する目標が掲げられるなど、2030(令和12)年度に向けた取組が進められています。

本計画ではこうした社会情勢を踏まえるとともに、環境課題解決に向けた取組を短期間で集中的に推進するため、計画期間を2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。



² 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど、永続的に利用ができるエネルギーのこと。

³ 大気中の成分のうち、二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロン類など、大気中の熱(赤外線)の一部を吸収する性質を持つガスのこと。地表から放出された熱が逃げにくくなることにより、気温が上昇する「温室効果」をもたらす。

5. 第2次笠間市環境基本計画の取り組み状況

(1) 施策の取組状況

第2次笠間市環境基本計画では、6つの環境目標と229の環境施策、34項目の環境指標を設定し、2024(令和6)年度は、各課において173の環境施策に取り組みました。

2014(平成26)年の計画策定時及び2024(令和6)年に実施したアンケート結果より得られた、市民の満足度に関する環境指標の進捗状況を見ると、14項目の環境指標のうち11項目では満足度が上昇する結果となりました。一方、「健全な生態系の維持、生物多様性の確保に対する満足度」、「自然景観・田園景観の美しさに対する満足度」及び「循環型社会の構築に対する満足度」の3項目については満足度が計画策定時より低下する結果となっています。

環境施策の取組実績及び市民の満足度に関する環境指標の目標達成度

環境目標	環境要素	環境指標	単位	環境施策 取組実績 (R6)	満足度アンケート結果		
					H26	R6	増減
田園風景が美しく豊かな自然環境	水辺	川や池沼などの水辺のきれいさに対する満足度	%	62.5	34.0	41.6	↗
	農地・里山・森林	農地・里山・森林のゆたかさに対する満足度	%	75.0	52.2	57.2	↗
	生態系	健全な生態系の維持、生物多様性の確保に対する満足度	%	80.0	34.6	30.0	↘
	自然景観	自然景観・田園景観の美しさに対する満足度	%	100	60.0	58.8	↘
自然と文化が調和した快適環境	公園・緑地	身近な公園や緑地の多さ、利用しやすさに対する満足度	%	100	41.0	56.6	↗
	街並み	自然や文化と調和した街並みに対する満足度	%	63.6	28.0	49.8	↗
	歴史・文化	郷土の歴史・文化的資源の保全状況に対する満足度	%	100	33.5	54.1	↗
	暮らしのマナー・モラル	快適に暮らすためのマナー・モラルに対する満足度	%	100	22.3	34.6	↗
住み心地がよく健やかな生活環境	大気環境	空気のきれいさ、においに対する満足度	%	90.0	53.7	59.1	↗
	音環境	家の周りの静けさに対する満足度	%	81.8	57.0	66.1	↗
資源を有効活用する循環型社会	廃棄物	循環型社会の構築に対する満足度	%	75.0	27.7	26.1	↘
地球温暖化防止へ貢献する社会	地球温暖化対策	地球環境への貢献に対する満足度	%	60.7	19.1	22.2	↗
共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ	環境教育・学習	学校や地域での環境学習の充実度に対する満足度	%	63.6	27.8	34.6	↗
	パートナーシップ	市民一人ひとりの環境に対する意識の高さに対する満足度	%	85.7	15.8	18.7	↗

※ ↗: 満足度向上、↘: 満足度低下

環境に関する市民・事業者の意識

2024(令和6)年12月5日(木)から12月25日(水)にかけて、市内在住の市民及び本市に所在する事業者の皆さまに、環境に関する意向や要望などを把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

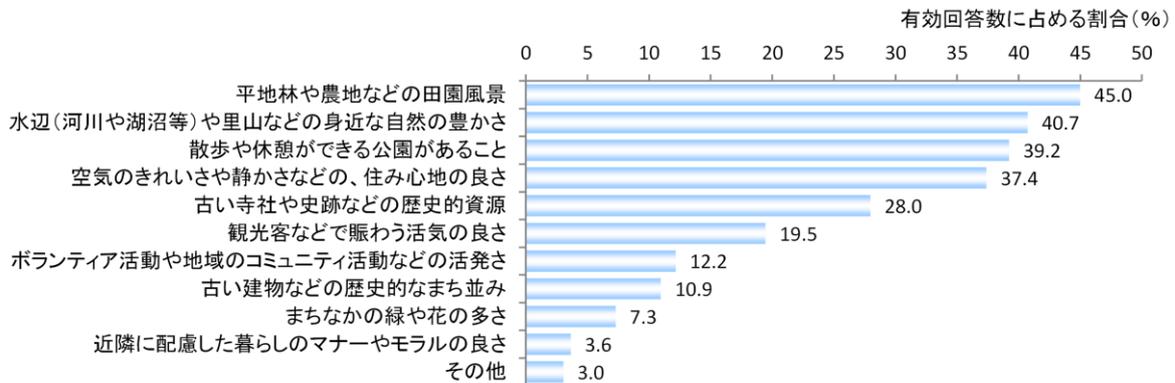


詳しくはこちら
(笠間市Webサイト)

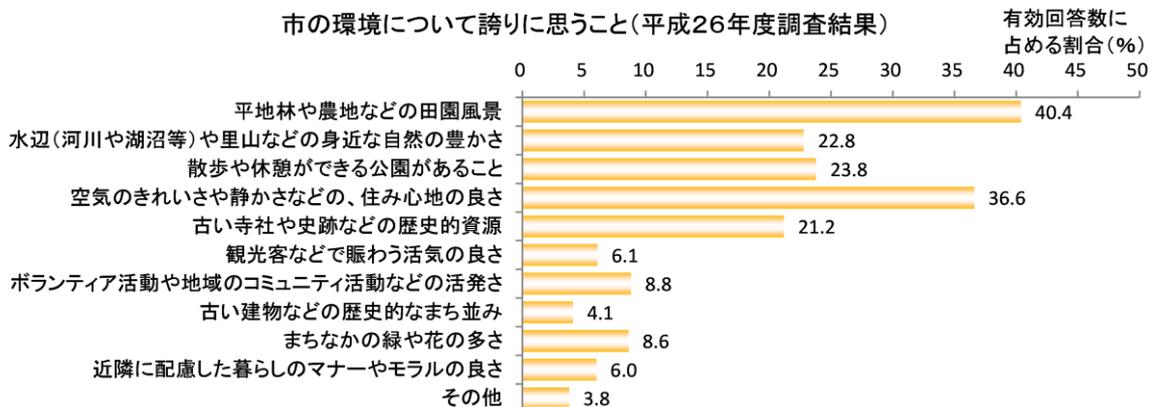
調査方法	市民	事業者
実施方法	Webアンケート及び 公共施設へのアンケート用紙設置	Webアンケート(希望する事業者へ はアンケート用紙を送付)
調査期間	2024(令和6)年12月5日(木)～12月25日(水)	
回答件数	336件 (Web回答283、紙回答53)	125件 (Web回答123、紙回答2)

市民に「笠間市の環境について誇りに思うこと」を尋ねたところ、「平地林や農地などの田園風景」が最も多い結果となりました。また、「水辺(河川や湖沼等)や里山などの身近な自然の豊かさ」や「散歩や休憩ができる公園があること」と回答した市民の割合は、第2次笠間市環境基本計画策定時より増加しました。

市の環境について誇りに思うこと(今回結果)



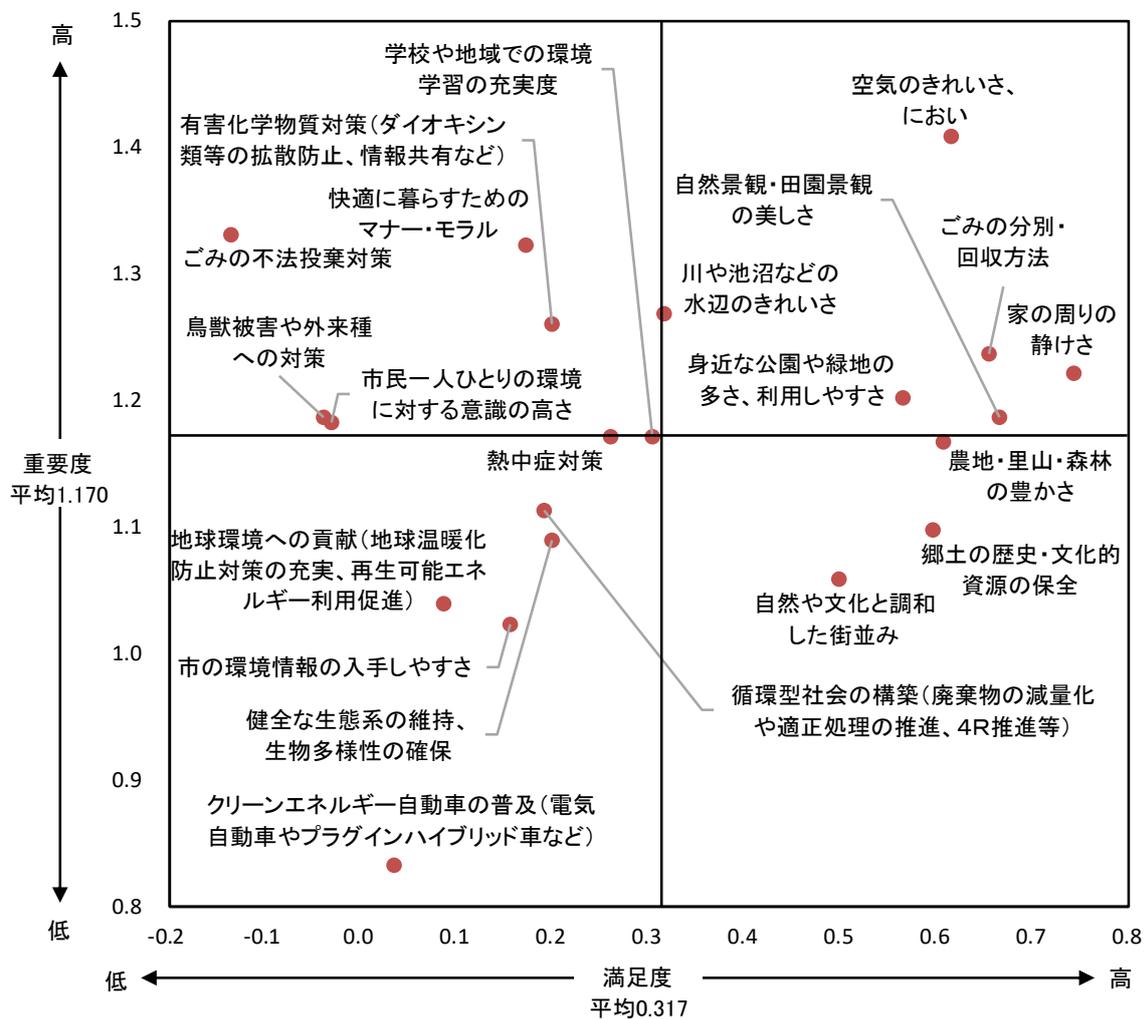
市の環境について誇りに思うこと(平成26年度調査結果)



市民に「笠間市の環境や、環境への取組」について、満足度や重要度を尋ねたところ、「空気のきれいさ、におい」や「ごみの分別・回収方法」といった項目は満足度及び重要度のいずれも高い結果となりました。

また、「ごみの不法投棄対策」や「快適に暮らすためのマナー・モラル」などの項目は重要度が高い一方で満足度が低い結果となっているため、ごみ捨てのマナー向上などの対策により一層取り組む必要があります。

「循環型社会の構築」や「地球環境への貢献」、「健全な生態系の維持、生物多様性の確保」といった項目については、重要度・満足度ともに低い結果となっていますが、自然との共生を目指すうえで、各主体の意識醸成を図る必要があることから、本計画においてはこれらの分野も主要な施策・取組に位置付けることとします。



笠間市の環境や、環境への取組についての満足度及び重要度

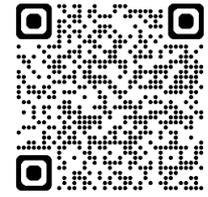
満足度及び重要度の計算方法

満足度の場合、「不満」=-2、「やや不満」=-1、「どちらともいえない」=0、「やや満足」=+1、「満足」=+2として点数を与え、以下の式により算出(重要度も同様)

$$\{(\text{「不満」の回答数}) \times (-2) + (\text{「やや不満」の回答数}) \times (-1) + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 0 + (\text{「やや満足」の回答数}) \times 1 + (\text{「満足」の回答数}) \times 2\} \div \text{全回答者数}$$

(2) 重点事業の取組状況

本市では、第2次笠間市環境基本計画の推進にあたりアクションプランを策定し、重点事業を実施してきました。「令和5年度笠間市環境基本計画年次報告」(2025(令和7)年3月)では、重点事業の取組指標32項目のうち10項目で目標を達成し、13項目で目標に近づいた一方、9項目では目標に近づいていないという結果になりました。



詳しくはこちら
(笠間市Webサイト)

6. 各主体の役割

(1) 市

- 環境保全や豊かな環境の形成に関する施策を策定し、国や県、市民、事業者、民間団体等と連携しながら総合的かつ計画的に推進します。
- 市民や事業者、滞在者・来訪者に対して、環境の保全及び創造に関する情報提供を行います。
- 市職員への環境教育に取り組むとともに、環境に配慮した行動を率先して実施します。

(2) 市民

- 環境問題を自分ごととして捉え、積極的に理解を深めます。
- 日常生活において、廃棄物の発生の抑制など、環境負荷の低減に努めます。
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

(3) 事業者

- 事業活動に伴う公害の防止と、自然環境の保全に必要な措置を講じます。
- 事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制するとともに、排出される廃棄物を適正に処理します。
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

(4) 民間団体

- 環境保全活動により、市の環境問題の解決に向けた取組の模範となります。
- 環境に関する専門的な知識を活かし、市や事業者と連携を図りながら、各主体への環境保全に関する意識啓発を行います。

(5) 滞在者・来訪者

- 観光やレクリエーションなどの目的で笠間市に滞在・訪問する際は、環境負荷の低減や環境保全に自ら努め、市が実施する施策に積極的に協力します。